

昭和五十二年八月二日提出
質問 第二号

都市計画法の「既存宅地」の運用と解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年八月二日

提出者 沢田 広

衆議院議長 保利 茂殿

都市計画法の「既存宅地」の運用と解釈に関する質問主意書

都市計画法第四十三条第一項六号ロに示す、「既存宅地」は、昭和四十五年八月二十五日現在の「宅地」に該当するものと思うがどうか。この場合の「宅地」の認識は、当時の固定資産台帳において「宅地」並の税を納入している事実の上に立つと思うが、この解釈と違う場合があれば、明示されたい。

昭和四十九年六月の一部改正は当時の宅地の救済措置と考えるがどうか。

昭和四十五年八月二十五日以後の「宅地」として見なされているものについても、適用するものかどうか。

右質問する。